

【令和7年度募集要項】



BUNKYO CO-CREATION FIELD PROJECT

文京 共創フィールド プロジェクト

《資金調達サポート》



文京区
BUNKYO CITY



申請受付期間

令和
7年 **4/17**[木]～**6/20**[金]まで

応募方法

区ホームページより申請書等の様式をダウンロードし、
必要事項を記入の上、お申込みください。

文京共創フィールドプロジェクト **検索**



【事前相談申請フォーム】

問い合わせ先

文京区企画政策部企画課

E-MAIL. b-tas@city.bunkyo.lg.jp

TEL. 03-5803-1126

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

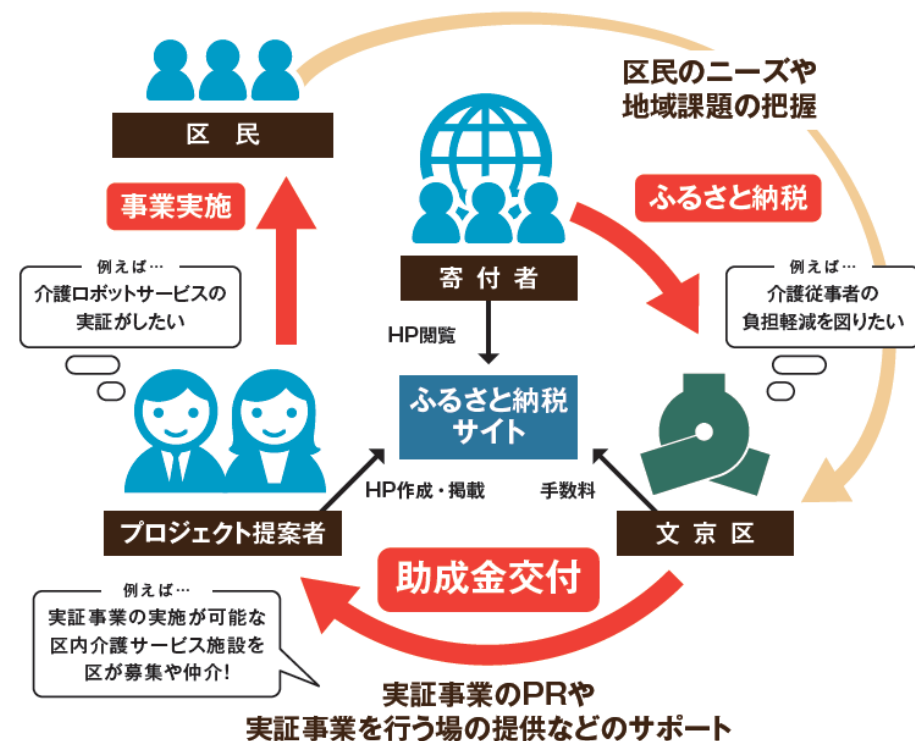
1. 概要

文京区をフィールドとし、地域課題や社会的課題の解決を目的としたスタートアップ企業や大学等が実施する先進的・画期的な技術等を活用した実証事業等に対し、各種支援を行う事業です。

2. 事業スキーム

応募いただいた実証事業等のうち、区が採択した実証事業等について、採択企業等へ「ふるさと納税を活用したクラウドファンディング（ガバメントクラウドファンディング）」の機会を提供いたします。

採択企業は、目標額を設定し、それに対し集めた寄付金を助成金として受け取れます。区は採択した実証事業のプレス発表や区報等によるPR、区有施設での実証事業の場の提供協力など、事業の実施に向けサポートします。



3. 区の関心のあるテーマ（抜粋）

区の関心のあるテーマについて、一部抜粋して掲載しております。その他テーマについても、区ホームページ（https://www.city.bunkyo.lg.jp/documents/5764/202342093143_1.pdf）に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。なお、応募内容はこのテーマに沿ったものに限る必要はありません。

【区の関心のあるテーマ（抜粋）】

	テーマ・トピック等	解決したい課題
1	防災備蓄用非常食の活用や管理の仕組みの構築	区内飲食店をはじめ、企業等と連携し、賞味期限の近い非常食を再活用することで、食品ロスをなくし、持続可能な行政運営を図る。
3	商店がSDGsや地域貢献に着手するための支援	SDGsを取り入れた経済活動の社会的認知が高まる中、個店や小規模店舗においても何らかの取組に着手するための支援が必要となってきている。
10	A I を活用した健康寿命の延伸につながる仕組みの構築	データの蓄積から見てくる個人ごとの健康に関する将来予測や、健康に関する地域特有の課題の抽出
13	アクセシブル・ツーリズムの推進に資するサービス	障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションに不安を抱える方々が、旅先を楽しむためのアクセシブル・ツーリズムの推進

4. 応募できる企業等

応募できる企業等は、以下の要件をすべて満たすものとします。
(個人は対象としていません)

- 1 法人格を有している又はこれに準ずると区が認める企業等であること。
- 2 企業等の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- 3 会計処理（予算・決算）を適切に処理していること。
- 4 政治、宗教、選挙活動を目的とする企業等ではないこと。
- 5 文京区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。
- 6 過去に区又は他の行政機関から助成等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- 7 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 対象となる事業

対象となる事業は次の要件をすべて満たす実証事業等とし、応募は1企業等につき1事業（単年度計画）とします。

- 1 文京区内で実施し、地域課題や社会的課題の解決を図る内容であること。
- 2 先進的・画期的な技術に基づく事業等であること。
- 3 特定の個人又は法人その他の企業等の利益を図ることを目的とする事業でないこと。
- 4 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業ではないこと。
- 5 調査又は研究のみを目的とする事業ではないこと。
- 6 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- 7 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- 8 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- 9 同一テーマ・内容で、区又は他の行政機関から令和7年度内に助成を受けていない（予定がない）こと。
- 10 目標どおりに寄付が集まらなかった場合でも、事業規模を縮小するなどして、必ず実施できること。
- 11 令和8年3月31日までに応募時に設定した事業目標を達成し、領収書等により、令和8年3月31日までの経費の支出根拠を確認できること。

6. 助成金の対象となる経費について

● クラウドファンディング目標額（助成対象経費）100万円以上の事業が対象

※1 助成額はクラウドファンディングの結果により変動するため、定額での助成を保証するものではありません。

<主な助成対象経費(いずれも消費税など各種税金を除く)>

- (1) 当該事業の一部で、自社内で直接実施が困難な場合の研究機関等、外部委託に要する経費
- (2) 事業の実施に直接使用し消費される資材等の購入や製作経費
- (3) 事業の実施に直接使用する機器等のリース・レンタル費（ただし事業実施期間相当分に限る）
- (4) 技術指導の受入れや調査分析・検証に要する経費
- (5) 産業財産権の出願などの経費
- (6) 事業実施に係る直接人件費（事業実施のために雇用したアルバイト・パート等に限る。なお雇用契約書等に基づく時間単価に、事業に従事した時間(基準労働時間の範囲内)を乗じた額の範囲内とする）
- (7) その他、実証事業の実施に必要があると区が認める経費

<助成対象とならない経費>

- (1)開業、運転資金、クラウドファンディング資金募集を目的とした広告宣伝など事業実施に直接関わりのない経費 (2)飲食費・交通費・雑費などの間接費 (3) 事業実施期間（採択後から、事業の完了した日又は令和8年3月31日までのどちらかの早い日）の期間外に支払った経費 (4)令和8年3月31日までに、内容の完了が見込めないもの (5) 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費 (6)支出の根拠が確認できないもの (7)社会通念上、区が適切ではないと判断するもの

7. 申請について

申請受付期間

令和7年 4/17[木]～6/20[金]まで

申請については、右のコード（申請フォーム）からのみ受付いたします。
窓口や郵送等では受付できませんのでご注意ください。



【本申請フォーム】

<事前相談について>

申請にあたり、事前相談（事業の適格性や区に期待する支援内容など）が必須となります。
以下QRコード（申請フォーム）より、事前相談期間内のうち、ご希望日時をご連絡ください。

事前相談

令和7年4月17日（木）から6月13日（金）まで
※ただし、土日祝日を除く午前10時から午後5時まで



【事前相談申請フォーム】

8. 応募時に必要な書類

応募時に提出いただく書類は次のとおりです。

様式を定めているものは、区ホームページよりダウンロード可能です。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/torikumi/b-tas/b-tas-shikintyoutatsu.html>

提出いただいた書類は個人情報を除き、公表する場合があります。
また、申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は申請者の負担となります。

※1 必要に応じて、区から追加資料及び説明などを求めることがあります。

※2 応募時に法人格を有していない団体で、提出困難な書類がある場合は、別途、代替書類の提出を求める場合があります。

指定様式	申請書兼同意書	指定様式の申請書兼同意書をご提出ください。
指定様式	団体概要届出書	指定様式の団体概要届出書をご提出ください。 (会社パンフレット等もあればご提出ください。)
指定様式※	実施計画書	指定様式※の実施計画書をご提出ください。 ※参考様式に記載する視点が網羅されていれば、任意様式でも問題ありません。
指定様式	収支計画書	指定様式の収支計画書をご提出ください。
任意様式	定款等の写し	定款等の写しをご提出ください。
任意様式	財務諸表等	直近3期の財務諸表等の写しをご提出ください。
任意様式	登記事項証明書	会社・法人の登記事項証明書をご提出ください。
任意様式	法人の納税証明書	直近の法人税、法人事業税・法人住民税等の納税証明書(税の滞納等がないことがわかるもの)をご提出ください。
任意様式	その他	提案内容を視覚的に説明する資料があればご提出ください。

9. スケジュール

以下のスケジュールに基づき、審査等を実施しますので、あらかじめご確認をお願いいたします。
また、採択された企業等は、クラウドファンディングの募集サイト作成やセミナー参加、事業の成果報告等を実施していただきますので、あらかじめご了承ください。

令和7年4月17日（木）	申請受付開始
6月13日（金）	事前相談締め切り
6月20日（金）	申請締め切り
7月上旬～中旬	一次審査（書面による審査）
7月中旬～下旬	二次審査（面談による審査）
8月上旬	助成事業決定、結果通知、公表

8月中旬～9月下旬	クラウドファンディング準備期間 （募集サイト作成等）
10月上旬～12月	ふるさと納税によるクラウドファンディング実施
令和8年1月上旬	寄附金額集計、助成金交付申請
1月中旬～2月中旬	交付決定、助成金交付
3月末まで	助成事業実績報告書提出
4月以降	成果報告

10. 審査

① 応募書類の確認

応募要件の確認などを行います。原則、提出後の記載内容の変更及び書類の返還はできません。

② 一次審査（書面による審査）

二次審査に進む企業等を選定いたします。選定結果は応募いただいたすべての企業等へ連絡いたします。

③ 二次審査（面談による審査）

応募いただいた内容をもとに審査会にて、プレゼンテーションを行っていただきます。その内容及び質疑応答を踏まえ、審査委員が次に掲げる審査項目・基準により採点を行い、採択企業を選定します。

社会的貢献度

・提案内容が、地域課題や社会的課題の解決につながる事業となっているか。

新規性・創造性

・先進的・画期的なテクノロジーやソリューション等に基づく事業であるか。

成長性

・自走できるようなビジネスモデルとなっているか。

実現可能性

・実証事業の内容・スケジュール・達成目標について、実現性があり、具体的であるか。

資金計画

・資金計画が妥当なものとなっているか。

クラウドファンディング適合性

・目標額に向けた戦略は明確か。

11. 広報活動

採択後には、クラウドファンディング目標額達成のため、SNS・HP等の活用や寄付の呼びかけを行うなど、積極的な広報活動の実施が必要となります。応募者自身による広報活動が不足する場合は、想定する目標額と実際の寄付額に大きな乖離が生じる場合がありますので、広報計画、体制等について十分な検討をお願いいたします。

※クラウドファンディング目標額達成のため積極的に行動しましょう。（募集サイトに掲載するだけでは、目標額に達しないことがあります。）

SNS・HP等の活用のほか、活用可能な様々なネットワークを最大限活用し、積極的に寄付を呼びかけることが重要です。

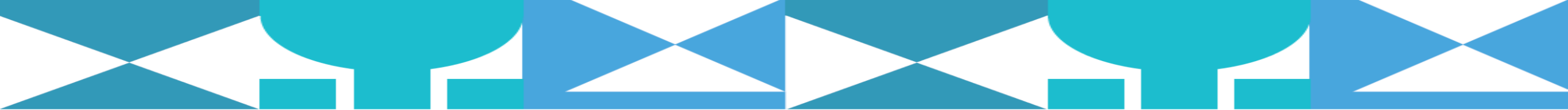
（例）① 友人、知人等1,000人に個別にメールや郵便を送り、寄付を依頼。 ② 取引先20社を訪問し、寄付を依頼。

なお、区においては区の広報媒体等を用いた広報活動を行いますので、広報素材等の提供をお願いします。

12. その他

1 助成額について

目標総額に対する実際の助成金額は、クラウドファンディングの結果によって変動しますので、寄付金額集計後の交付決定手続きを経たうえで、額の確定となります。交付申請等に係る手続きは、採択企業に別途お知らせいたします。なお、事業実施に際しては、必要最小限の経費にて実施をお願いいたします。



② 情報公開の取扱いについて

申請いただいた提案内容は、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条第3号に該当する事業者の不利益情報を除き、公開となります。

③ 目標金額に達しなかった場合について

クラウドファンディングの結果、目標額に達しなかった場合、集まった寄付金額が助成額となります。その場合においても、寄付者の意向を尊重のうえ、自己資金による充当や、事業規模を縮小するなどして、企業等の責任にて必ず事業の実施をお願いいたします。

④ 区の調査について

区は、必要に応じて、助成事業の実施状況、助成金の使途等について報告や帳簿等の提出を求めることがあります。報告や調査の結果、助成事業が交付決定の内容に沿って実施されていないと認められた場合、助成金の返還等、必要な措置を求める場合があります。

5 実績報告等について

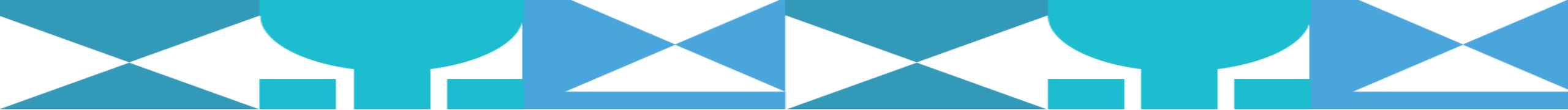
事業完了後、速やかに区へ実績報告書（概要版含む）を提出いただきます。また、助成対象経費は独立した会計帳簿により、経理を処理し、領収書等の根拠書類については、助成対象経費以外のものと明確に区別したうえで、支出した経費の支払いを証明できるものをご提出いただきます。手続き等は、採択企業へ別途お知らせいたします。

なお、実績報告書の内容を踏まえ、対象となる経費を区が審査した後、事業実績額よりも交付済額が多い場合、残額は区への返金となります。

また、やむを得ず、事業の変更・中止をしようとする場合は速やかに区へ事前に連絡をお願いいたします。中止となる場合（事業内容が当初目的を逸脱しての変更の場合を含む。）は、区へ助成金の返還が必要となります。

6 助成金の交付取消・返還について

目標達成の見込みがないと判断された場合、申請資格に定める要件を満たさなくなった場合、申請内容以外の用途への使用、虚偽の申請や法令に違反する場合等は助成金を返還していただきます。



7 返礼品について

寄付者への返礼品の提供については、原則行いません。

8 個人情報について

個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、適正を期してください。

9 採択事業について

本事業の採択をもって、事業等に関し将来的に区との契約締結を保証するものではありません。また、採択された事業については、寄付者の意向を尊重のうえ、十分に留意したうえで事業実施をしてください。